

政令第九〇号

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律（昭和二十七年法律第二百四十五号）第六条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令（昭和二十七年政令第四百二十九号）の一部を次のように改正する。

第七条の二第二項第一号中「十万四千五百七十円」を「十万四千九百五十円」に改め、同項第二号中「五万六千七百九十円」を「五万七千三十円」に改め、同項第三号中「五万二千二百九十円」を「五万二千四百八十円」に改め、同項第四号中「二万八千四百円」を「二万八千五百二十円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第七条の二第二項の規定は、この政令の施行の日以後に給付の事由が生じた給付について適用

し、その他の給付については、なお従前の例による。

理由

最近における社会経済情勢に鑑み、警察官の職務に協力援助した者に対する災害給付における介護給付の金額の改定を行う必要があるからである。